廿日市市特定建築物定期報告の状況等の公表に関する実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第１２条第１項の規定による市長に対する定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）に関する状況等の公表を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（公表対象の建築物）

第２条　公表対象の建築物は、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１６条第１項及び廿日市市建築基準法施行細則（平成２０年規則第３１号。以下「細則」という。）第１３条第１項に掲げる建築物（以下「特定建築物」という。）とする。

（公表の方法）

第３条　公表の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）　市のホームページへの掲載

（２）　建設部建築指導課の窓口における閲覧

（公表事項）

第４条　公表事項は、次に掲げるものとする。

（１）　特定建築物の名称

（２）　特定建築物の所在地

（３）　特定建築物の用途種別

（４）　細則第１３条第２項に規定する直近の定期報告時期における当該定期報告の有無又は免除の別

（５）　次回報告年

２　公表事項に変更があった場合は、速やかに当該事項の更新を行う。

（事前通知）

第５条　公表にあたって、対象建築物の所有者又は管理者に対し、公表する旨を通知するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１２月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。